

配偶者控除・配偶者特別控除の見直し

(担当：中井)

< 1. はじめに >

配偶者控除及び配偶者特別控除とは、個人の所得から一定金額を控除する制度をいいます。平成29年度税制改正では、納税者の所得金額に区分を設け、これらの所得金額に応じて控除額が逡減するよう改正されました。

< 2. 改正内容 >

(1) 配偶者控除の所得制限

合計所得金額が1,000万円を超える納税者は、配偶者控除が適用できなくなります。なお、配偶者特別控除は、従前どおり合計所得金額が1,000万円超の場合は適用できません。

(2) 控除額の見直し

① 配偶者控除

改正前は一定額であった控除額が、納税者の合計所得金額を3つの範囲(900万円以下、900万円超950万円以下、950万円超1,000万円以下)に区分し、この区分に応じて控除額が逡減するようになります。

② 配偶者特別控除

対象となる配偶者の合計所得金額が、「38万円超76万円未満(給与収入に換算すると103万円超141万円未満)」から「38万円超123万円以下(同103万円超201万円以下)」に拡大されます。

配偶者特別控除も配偶者控除と同様、納税者の合計所得金額を3つの範囲(900万円以下、900万円超950万円以下、950万円超1,000万円以下)に区分し、この区分に応じて控除額が逡減するようになります。

< 所得税の控除額 >

(単位：万円)

合計所得金額 (給与の収入金額)		納税者						
		超	900 (1,120)	950 (1,170)	1,000 (1,220)			
	以下	900 (1,120)	950 (1,170)	1,000 (1,220)				
配偶者	超							
	以下	38 (103)	配偶者 控除額 (老人)	38 (48)	26 (32)	13 (16)	0 (0)	
		38 (103)	85 (150)	配偶者 特別控除額	38	26	13	0
		85 (150)	90 (155)		36	24	12	
		90 (155)	95 (160)		31	21	11	
		95 (160)	100 (167)		26	18	9	
		100 (167)	105 (175)		21	14	7	
		105 (175)	110 (183)		16	11	6	
		110 (183)	115 (190)		11	8	4	
		115 (190)	120 (197)		6	4	2	
		120 (197)	123 (201)		3	2	1	
		123 (201)			0	0	0	

③ 適用時期

平成30年分以後の所得税について適用されます。

< 3. 源泉徴収事務への影響 >

配偶者が源泉控除対象配偶者(注)に該当しない場合(=配偶者控除又は配偶者特別控除の上限である38万円の控除を受けられない見込みがない場合)は、月々の源泉徴収税額の計算上、配偶者を扶養親族等に含めないこととなりますので、ご注意ください。

(注)納税者(合計所得金額が900万円以下のものに限る)の配偶者で、その納税者と生計を一にするもの(青色事業専従者等を除く)のうち、合計所得金額が85万円以下である者